

the Wolfsberg Group

ABN AMRO Bank N.V.
Banco Santander Central Hispano, S.A.
Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd.
Barclays
Citigroup
Credit Suisse Group
Deutsche Bank AG
Goldman Sachs
HSBC
J.P. Morgan Chase
Société Générale
UBS AG

プライベートバンキング業務における国際的マネーロンダリング防止 原則

(日本語仮訳)

ウォルフスバーグ AML 原則

前文

本ガイドラインは、プライベートバンキング業務におけるものである。他の業務分野においては、異なるガイドラインもありうる。本ガイドラインに則ったポリシーや手続を確立することは、経営陣の責務である。

1. 顧客受付：一般ガイドライン

1.1 一般

銀行はそのポリシーとして、自身の全世界的業務が犯罪目的に利用されることを防止する。銀行は、その財産・資金が合法的であると合理的に立証できる顧客のみを受け入れるよう努力する。この一義的な責任は、顧客受入窓口であるプライベートバンキング担当者にある。内部の見直し手続を満たすだけでは、プライベートバンキング担当者のこの基本的な責務が軽減されるものではない。

1.2 本人確認

銀行は、顧客及び真の受益者の本人確認を行うための合理的な措置を講じ、その手続が完了して初めて顧客を受け入れる。

1.2.1 顧客

- 自然人： 銀行は、公的身元確認資料または状況に応じて適切な他の資料を参照することによって、十分な本人確認を行う。
- 法人、組合、財団： 銀行は、その組織・存在を証する証拠資料の提出を受ける。
- 信託： 銀行は受託者の身元確認と合わせて、その構成・存在を証する適切な資料の提出を受ける。
- 本人確認資料は、口座開設時に有効なものでなければならない。

1.2.2 真の受益者

すべての口座について、真の受益者を確認しなければならない。以下の原則に従って、すべての確認された主たる真の受益者に関して、デューディリジェンスが行わなければならない。

- 自然人： 口座が個人名義である場合、プライベートバンキング担当者は、顧客が自己の

ために行動しているか確認しなければならない。もし疑義があれば、口座名義人が何のために、誰のために行動しているかを確認する。

- 法人：顧客が非公開の投資会社のような法人である場合、プライベートバンキング担当者は、法人の構造を理解し、その資金供給者、主要株主や資金を管理している者（例えば取締役やその取締役の指示を与える権限を持つ者）を十分特定する。他の株主については、プライベートバンキング担当者が、さらなるデューディリジェンスが必要かどうかを合理的に判断する。この原則は、株券が登録株式であっても、無記名株式であっても適用される。
- 信託：顧客が受託者である場合、プライベートバンキング担当者は、信託の構造を十分理解し、資金供給者、資金管理者、または受託者を解任する権力を持つ者が誰であるか十分特定する。プライベートバンキング担当者は、さらなるデューディリジェンスが必要かどうかを合理的に判断する。
- 法人格の無い組合：上記原則は、法人格の無い組合にも適用される。
- 資金の動きと顧客の身元との関連性を損なわないために、銀行は、顧客用ではない内部口座（時には集中口座と言われる）の利用を許容してはならない。つまり、銀行は、顧客口座の動きを適切にモニタリングすることの妨げになるような、内部口座の利用を許容してはならない。

1.2.3 資金マネージャーまたは同様の仲介者名義の口座

プライベートバンキング担当者は、仲介者に対するデューディリジェンスを行う。そして、仲介者がその顧客に対するデューディリジェンス手続を有しているか、或いは銀行から見て十分と思われるようなデューディリジェンスを行う法的義務が課されているかを確認する。

1.2.4 委任状 / 署名者

委任状の保有者または他に権限ある署名者が顧客に任命された場合、一般的に、その顧客に対してデューディリジェンスを行えば十分である。

1.2.5 一見客及び電子取引に対する実務

銀行は、一見客や電子チャンネルを通じての取引関係においては、口座開設前により高いレベルのデューディリジェンスが必要かどうかを決定する。銀行は、特に非対面取引の顧客の本人確認について、十分な対応を行う。

1.3 デューディリジェンス

以下の項目を含む情報を収集し、記録することが不可欠である。

- 口座開設の目的と理由
- 予想される口座の動き
- 資産の源泉（純資産を生み出す経済活動の記載）
- 推定純資産
- 資金の源泉（口座開設時の資金の出所や資金移動の方法についての記載）
- 風評情報を確認するための参考資料他（入手できれば）

他の手段にて、顧客に対するデューディリジェンスを合理的に充足できないのであれば（望ましい、信用に足る紹介状など）、口座開設前に顧客と面談する。

1.4 ナンバー口座または借名口座

銀行は当該顧客及び真の受益者の本人確認を行った場合に限り、ナンバー口座または借名口座を許容する。これらの口座は、他の顧客口座と同程度の適切な管理レベルでの精査にて開設されなければならない。

1.5 オフショア規制

オフショア規制の国で設立された組織に関わるリスクは、このガイドラインにあるデューディリジェンスに手続でカバーされる。

1.6 管理責任

新規顧客及び新規口座開設については、プライベートバンキング担当者以外の、少なくとも1名の承認を必要とする。

2. 顧客受け入れ：追加的デューディリジェンス・注意が必要な場合

2.1 一般

銀行は、行内ポリシーの中で、状況により追加的デューディリジェンスが必要な顧客のカテゴリーを定義しなければならない。銀行にとって平均以上のリスクが見込まれる状況が、典型的な事例である。

2.2 指標

顧客が以下のような状況にある場合、追加的デューディリジェンスを必要とするカテゴリーの指標となる。

- 信頼できる筋より、マネーロンダリング防止基準が不適切、または犯罪や汚職について高いリスクがあると指定された国に居住している個人、または当該国を源泉とする資金を受領している個人。
- マネーロンダリングに影響されやすいと言われている業務や職種に従事している個人
- 政府高官（しばしば PEP と略される）。国家公務員、政府系企業の重役、政治家、重要政党员及びその家族、親密者など、公的地位に現在ある、または過去そのような地位にあった個人。

2.3 上級管理者の承認

上記指標の1つまたはいくつかに当てはまる場合は、新規取引に当たって上級管理者の承認がなければならないかどうか、銀行の行内ポリシーにて明示されなければならない。

PEP との取引関係は、上級管理者の承認をもって開始されるべきである。

3. 顧客ファイルの更新

3.1 プライベートバンキング担当者は一定の場合、かつ・または、大きな変化があった場合に、顧客ファイルを更新しなければならない。プライベートバンキング担当者的上司または独立した管理者は、定期的に、適切な分量の顧客ファイルを見直し、整合性があるか、欠落しているものがないか確認しなければならない。見直しの頻度は、取引関係の大きさ、複雑さ、リスクの大きさによる。

3.2 上記2のカテゴリーに属する顧客に関して、上級管理者が見直しに関わらなければならない点を、銀行の行内ポリシーにて明示しなければならない。

3.3 同様に、上記3.2のカテゴリーに属する顧客に関して、どのような経営情報が経営陣や他の管理層に伝達されなければならないか、銀行の行内ポリシーにおいて明示されなければならない。ポリシーにて、このような情報伝達の頻度についても規定されなければならない。

3.4 PEP の見直しについては、上級管理者が関与しなければならない。

4. 異常な、または疑わしい取引判断時の対応

4.1 異常な、または疑わしい取引の定義

銀行は、異常な、または疑わしい取引を特定し、フォローアップすることについて書面のポリシー

一を持たなければならない。このポリシーには、異常な、または疑わしい取引の定義や実例が含まれる。

異常な、または疑わしい取引には、以下のものが含まれる。

- デューディリジェンス・ファイルと整合しない口座取引またはその他の取引
- 一定の金額を超える現金取引
- 同額の入払い取引

4.2 異常な、または疑わしい取引の把握

異常な、または疑わしい動きは以下方法で把握できる。

- 取引モニタリング
- 顧客へのコンタクト（会合、会話、訪問など）
- 第三者からの情報（新聞、ロイター、インターネット）
- 顧客の環境についてのプライベートバンキング業務担当者あるいは銀行内部の知識情報（例えば当該国の政治情勢）

4.3 異常な、または疑わしい取引のフォローアップ

プライベートバンキング担当者、マネージメント、および/または管理部署は、すべての異常な、または疑わしい取引の背景について分析しなければならない。妥当と思われる説明ができなければ、管理部署を含めて以下のような決定がなされなければならない。

- モニタリングを強化した上で、取引関係を継続する
- 取引関係を解消する。
- 取引関係を当局へ報告する

当局への報告は管理部署により行われ、上級管理者（上級コンプライアンスオフィサー、CEO、主任監査役、顧問弁護士）に報告される必要がある。現地法規制があれば、当該資産が凍結されたり、取引について管理部署の承認が必要となる場合もある。

5. モニタリング

5.1 モニタリング・プログラム

実効性のあるモニタリング・プログラムが導入されなければならない。口座の動きについてモニタリングを行う責任は、一義的には、プライベートバンキング担当者にある。プライベートバンキング担当者は、多額な取引や口座の動きの増加について熟知しており、特に異常な、または疑わしい取引（4.1 参照）について気付かなければならない。銀行は、この責務を果たすために、どの程度、システムや他の手段のサポートが必要か決定する。

5.2 継続的モニタリング

2 に掲げるカテゴリーに入る顧客について、銀行の行内ポリシーにてどのように口座の動きがモニタリングされるかが明示される。

6. 管理責任

書面による管理ポリシーの形で、さまざまな管理階層（プライベートバンキング担当者、独立した事務部門、コンプライアンス、内部監査）で行われる標準的な管理手続を定める。管理ポリシーは、タイミングの問題、管理の程度、管理されるべき範囲、責任、フォローアップ等を含む。

独立した監査部署（銀行の内部部署でも可）が、管理ポリシーで意図されているプログラムのテストを行う。

7. 報告

マネーローダリング防止に関する事項（例えば当局への報告件数、モニタリングの手続、法規制の変更、従業員向けの研修の数と範囲など）については、定期的に経営に報告する。

8. 教育、研修、情報

銀行は顧客窓口となる従業員およびコンプライアンス担当者向けに、マネーロンダリングの把握および防止についての研修プログラムを確立しなければならない。定期的な（たとえば年度毎）研修には、異常な、または疑わしい取引について把握し、フォローアップする方法も含まれる。加えて、マネーロンダリング防止に関する法規制の重要な変更について、従業員に周知する。

すべての新規採用の従業員に対して、マネーロンダリング防止手続についてのガイドラインを配布する。

9. 記録保持義務

銀行は、マネーロンダリングに関する全ての書類の記録保持義務を確立する。これらの書類は最低5年間保持される。

10. 例外と適用除外

銀行は、例外や適用除外の場合には、独立した組織によるリスク評価と承認を必要とする手続を確立する。

11. マネーロンダリング防止組織

銀行は、マネーロンダリング防止を責務とする十分な陣容の独立した組織を設置する（例えばコンプライアンス、独立した管理部署、法務など）。

原文は英語版参照のこと。